

名古屋大学こすもす保育園
2024年度 園児募集(第2回)について

名古屋大学こすもす保育園運営協議会

名古屋大学こすもす保育園は、2024年度新規入園児（常時保育対象児）の募集を、下記のとおり年3回実施する予定です。（2025年度の募集からは、変更となる可能性があります。）

なお、事業所内保育所という性質上、お子さんが3歳児に上がる時は、改めて選考を行います。

	入園時期	募集時期
1回目	4月～9月	前年度の12月
2回目(予定)	9月～12月	当年度の5月
3回目(予定)	12月～3月	当年度の9月

※ 産休又は育休明けの方は、この限りではありません。別添の「常時保育園児募集時期について」をご参照ください。

※ 短期間(数ヶ月)でも応募していただいて構いません。短期入所も受け付けています。

※ 3回目の募集は、定員の充足状況等により実施しないこともありますので、あらかじめご了承ください。

※ 保育園運営業務は、(株)ポピンズエデュケアに委託しています。(現在の契約期間は2028年3月31日まで。)

1 募集概要

(1) 募集人数

年齢は2024年4月1日現在

年齢	0歳児～5歳児
募集人数	すべての年齢を合計し、若干名

※ 生後10ヶ月までのお子さんについては、体調管理上の理由により、B保育（8時～19時までの間の8時間保育）でお申し込みください。

(2) 入園時期

2024年9月1日～2024年12月末日

（産休又は育休明けに即入園される方のみ、2024年度3月末までの入園を条件に応募可能。

出産時期がずれる等、2024年度内に入園ができない場合は、再度応募をお願いします。）

2 応募資格

原則として、名古屋大学の教職員（非常勤職員、採用予定者を含む）。本学の学生又は大学院生（研究生を含む）、日本学術振興会の研究員等で本学にて業務に従事する研究員についても申請は可能です。

なお、出生前でも出産予定日がわかれば申請可能です。

※ 名古屋大学こすもす保育園は事業所内保育所であり、利用資格者は、本学の職員等と規定されています（名古屋大学こすもす保育園利用細則第6条参照）。

このため、退職（学生等の場合は、卒業、修了、退学）等をされた場合は、利用資格を喪失することをあらかじめご了承ください。入園時に在職(在学)を証明する書類を確認させていただきます。

3 応募期間

2024年5月10日(金)～2024年5月22日(水)正午(12:00 p.m.) (必要書類一式必着のこと。)

※ 応募期間中に以下のとおり保育園見学会を実施しますので、参加を希望する場合は、こすもす保育園HPから「こすもす保育園見学会申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付して jinji04@t.mail.nagoya-u.ac.jp へてに、各申込期限までにお申し込みください。折り返し集合時間等をご連絡します。

【こすもす保育園見学会】

日 時：2024年5月16日(木) 10:10a.m ~ (見学会申込期限 5月15日(水)正午(12:00 p.m.)

見学会所要時間 (約40分)

内 容：施設の案内

※ 集合時間は見学会開始の10分前を予定。集合場所等は、申込者に個別にご連絡します。

お願い：同伴のお子さんを除き、原則、大人1名でのご参加とさせていただきますが、ご夫婦で見学を希望される場合は、その旨ご記載ください。(状況により、人数調整をお願いする場合があります。)

当日朝ご自宅で検温を実施し、37.5度以上の発熱や体調不良がある場合は参加をお控えください。

その他、保育園の指示に従ってください。

4 応募書類

次の書類を郵便等で担当まで送付してください。なお、封筒に「保育園入園申込」と朱書きし、郵送の場合は、簡易書留で送付してください。学内便は推奨いたしません。やむを得ず利用される場合は、早めにお送りください。また、持参されても結構です。

(送付・持参先は、最後に記載があります。)

※ 事実に基づかない申請を行った場合には、内定や入園の取消しを行うことがあります。決定していない事柄については、「不明・予定」と付記してください。

また、応募時に見込まれていた予定と、実際の入園時の状況が異なる場合には、入園資格を取り消し、再度選考を実施することもあり得ますので、ご留意願います。

なお、入園する際には、入園時の保護者の勤務状況に関する書類を提出していただきます。

(1) 保育園応募申請書及び利用申請書

下記連絡先にE-mailにより所属・職名(学年、身分等)・氏名・連絡先を記載して請求してください。

(2) 健康に関する書類

お子さんの直近の健康診査結果(母子手帳の〇歳児健康診査ページ等)の写しを提出してください。

ただし、入園が内定し、保育士との面接時には「保育所での集団保育に問題がないこと」及び「集団保育に入る場合の健康上の留意事項」を記した小児科医又は内科医が発行の診断書を提出していただきます。なお、お子さんの状況によっては、応募申請の時点で医師の診断書の提出をお願いする場合があります。

(別途添付注意書参照のこと。)

(3) 出産予定日がわかる書類の写し(該当者のみ)

出産前の申請の場合のみ

(4) 労働条件通知書等の写し

申請者及びその配偶者について、入園希望日以後の勤務を証明する労働条件通知書(勤務時間台帳を含む)の写し又は雇用期間を記載した在職証明書(学生の場合は、在学証明書)を提出してください。なお、日本学術振興会研究員の場合は、受入教員名が記載された書類が必要です。

※ 本学教職員の内、常勤の教職員(定員)の場合は提出不要ですが、配偶者が同様の立場でない限り、配偶者の分の雇用証明書は必要です。無期雇用となった非常勤職員の場合は、直近の労働条件(変更)通知書(勤務時間台帳が配布されている場合は、勤務時間台帳も含む)を提出してください。

本学の任期付き教職員は、お子さんの入園希望日以後の勤務状況を証明する書類の提出が必要です。

なお、配偶者が名古屋大学教職員でない場合は、健康保険証(国民健康保険証やマイナンバーカードは除く)も雇用証明書として有効ですので、そのコピーを添付していただいても結構です。ただし、配偶者が愛知県外で勤務されており、通常、単身で子育てをされる場合は、配偶者の実際の勤務地がわかる書類をご提出ください。

※ 大学院生で本学の労働条件通知書が発行されている場合は、在学証明書と共に提出願います。

(5) 採用予定証明書又は入学予定証明書(該当者のみ)

申請時に本学に在職(在学)していない場合は、入園時点での勤務条件等を記載した採用予定証明書(又は入学予定証明書)を提出してください。すでに本学に勤務している場合でも、任期付きで、入園希望日以後の勤務が確定していない場合は、現在の労働条件通知書等に加え、入園希望日以後の勤務予定証明書(所属研究室の教授等や、所属部署の課長級以上の上司が作成した証明書)の提出が必要となります。

日本学術振興会研究員の場合は、受入教員名が記載された書類が必要です。

5 入園内定者決定時期

2024年6月末頃の予定

※ 選考は、こすもす保育園運営協議会において、申請者(保護者)の保育の必要性を基準に厳正に行います。選考結果が決定次第、入園内定の可否に関わらず、結果をE-mailでご連絡します。なお、正式な入園は、下記6のとおり決定します。

6 面接の実施及び入園決定について

入園内定のお子さん及び保護者に対し、入園希望日の1～2か月前に面接を行い、その結果により入園を決定します。

なお、面接では、医師の診断書や提出していただいた書類を基に、育児環境やお子さんの健康状態についてお伺いします。

面接日程や結果については、入園申込書に記載された連絡先にE-mailでお知らせします。

7 入園手続

入園決定者には、別途入園手続及び入園料支払い手続等についてお知らせします。

8 その他

保育料については、下記枠内のこすもす保育園 HPにてご確認ください。

なお、基本保育料は、昼食代及びおやつ代 6,000 円を含んだ額で表示されています。

納入猶予や収入額による保育料の軽減制度等はありませんので、あらかじめご承知おきください。

※ 原則、当該年度の4月1日時点で満3歳以上のお子さんで、要件を満たしている方については、幼保無償化の対象となり、食事代等を除いた保育料のみ、月額 37,000 円を上限に補助を受けることが可能です。なお、無償化の要件につきましては、お住まいの市町村により異なりますので、直接、管轄の役所までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ・申込書送付先】

※ 郵送の場合は、封筒に「保育園入園申込」と朱書きの上、簡易書留にて下記までご送付ください。

(学内便でのご送付は、極力避けてください。)

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学

ジェンダー・リサーチ・ライブラリ 2階事務室 こすもす保育園事務担当 青柴(松本, 田中)

E-mail: jinji04@t.mail.nagoya-u.ac.jp

Tel: 052-789-5976

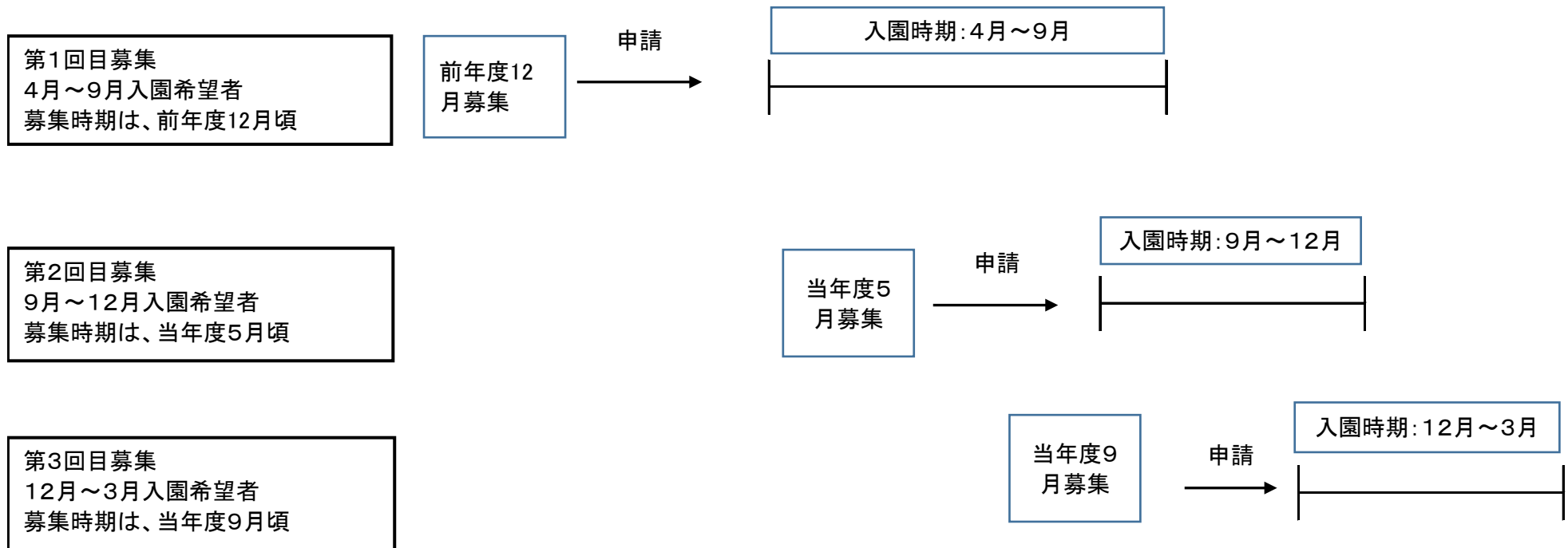
こすもす保育園HP: <http://www.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/cosmos/>

【常時保育】園児募集時期について(2024年度)

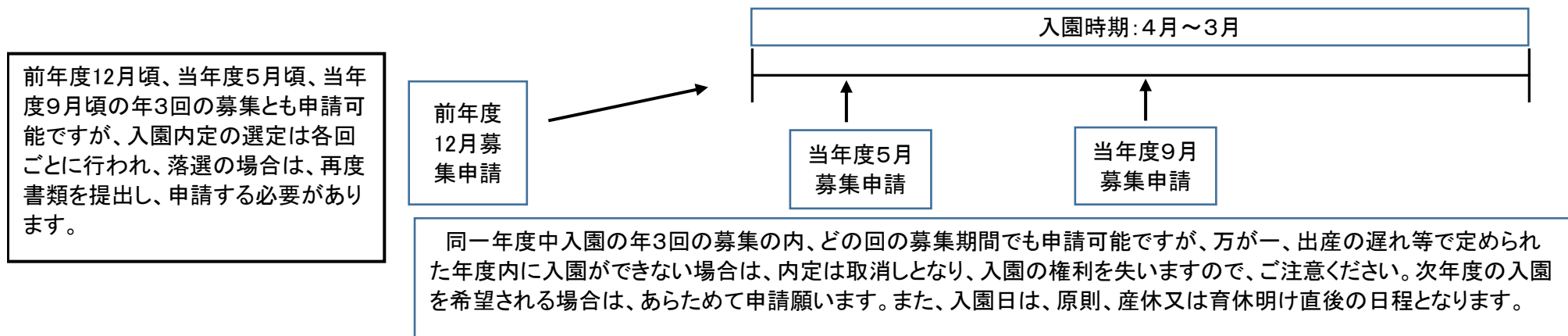
通常、常時保育入園児の募集は、下記のとおり年3回行う予定です。

ただし、保育園の園児在籍状況や感染症蔓延状況により、募集時期や回数等に変更がある場合がありますので、ご了承ください。

産休又は育休明けに即入園される方のみ、同一年度中入園の年3回の募集の内、どの回の募集期間でも申請可能です。ただし、定められた年度内の入園ができない場合は、内定が出た場合でも取り消しとなり、入園の権利を失いますのでご注意ください。



☆ 産休又は育休明けに即入園される方のみ



名古屋大学こすもす保育園常時保育利用者選考要項

(平成24年4月27日こすもす保育園運営協議会決定)

(平成27年11月27日こすもす保育園運営協議会改正)

(趣旨)

第1 名古屋大学こすもす保育園（以下「保育園」という。）における常時保育利用者の選考に関し必要な事項は、別段の定めがあるものを除き、この要項の定めるところによる。

(募集期)

第2 保育園における常時保育利用者の募集は、原則として、4月からの入園分（入園時期が同年4月1日から9月30日までのものをいう。）、9月からの入園分（入園時期が9月1日から同年12月31日までのものをいう。）及び12月からの入園分（入園時期が12月1日から翌年3月31日までのものをいう。）の年3回行うものとする。ただし、利用者定員の空き状況によっては、9月及び12月からの入園分に係る募集を行わない場合又は臨時募集を行う場合がある。

(募集人数)

第3 年齢枠に応じたそれぞれの常時保育利用者の募集人数は、第2の募集期ごとに、名古屋大学こすもす保育園運営協議会（以下「運営協議会」という。）において決定する。

(選考)

第4 常時保育利用者の入園の選考は、利用希望者による利用申請書の記入事項に基づき、運営協議会において総合的に判定（以下「総合判定」という。）する。この場合において、必要に応じて入園申請者に追加書類の提出依頼、面接等を行なうことができる。

2 前項において入園した園児が3歳児に上がる時は、改めて選考を行う。選考方法等については、別に定める。

(申請資格)

第5 常時保育利用に係る入園を申請することができる者は、常時保育の利用を希望するすべての期間中、名古屋大学（以下「本学」という。）との間に雇用（科学研究費補助金等の外部資金による雇用を含む。）の関係がある者とする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する者についても申請を認めることとする。

- 一 本学の学生又は大学院生（研究生を含む）
- 二 本学の日本学術振興会の研究員又は本学で業務に従事する研究員

(選考基準)

第6 常時保育利用者の入園の選考においては、原則として、次の各号の順で基本配点を行い、総合判定を行う場合の参考とする。

- 一 入園申請者が本学の職員であり、かつ、単身（配偶者がいない場合、単身赴任している場合、配偶者と別居している場合、配偶者が長期療養中の場合等を含む。）で子どもを養育している場合
- 二 入園申請者及びその配偶者の双方が本学の職員であり、かつ、双方が子どもの常時保育の利用を必要としている場合
- 三 入園申請者が本学の職員であり、かつ、当該入園申請者及びその配偶者の双方が子どもの常時保育の利用を必要としている場合
- 四 入園申請者が本学の女性研究者又は県外、海外から新規着任する者である場合
- 五 入園申請者が本学の学生又は大学院生であり、かつ、当該入園申請者及びその配偶者の双方が子どもの常時保育の利用を必要としている場合
- 六 その他運営協議会が必要と認めた場合

2 前項の場合において、総合判定の結果、同一順位の者があるときは、抽選により入園を決定するものとする。

3 第1項の基本配点に関し必要な事項は、別に定める。

(内定・決定)

第7 第2から第6までの規定により常時保育利用者の入園の選考を行った場合は、運営協議会において、入園の内定者を決定し、面接等を踏まえ、保育園の保育体制の下で責任ある受入れが可能かどうかを検討の上、支障がないと認められたときに入園者を決定する。

(補欠)

第8 第7の常時保育利用の入園の内定者について、年齢枠ごとに一定の人数を補欠とすることができる。

2 前項の場合において、補欠となった者については、その入園申請者ごとに補欠の順位及び補欠の有効期間を付して通知を行うものとする。

(基準の適用)

第9 常時保育利用者の選考は、募集ごとに第6の選考基準に基づいて行なうものとする。ただし、第2の募集期と異なる募集期の選考においては、利用者定員の空き状況により、選考基準が異なることがある。

(期間限定保育)

第10 一つの年度以内に期間を限定した常時保育（以下「期間限定保育」という。）の利用者の募集は、既に入園が決定している者の数と利用者定員の空き状況を踏まえて運営協議会において決定し、第2の募集期とは別に行うものとする。

2 期間限定保育の利用者の選考基準等については、第3から第8までの規定に準ずるものとする。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、保育園における常時保育利用者の選考に関し必要な事項は、運営協議会の議を経て、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年 5月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年12月4日から実施する。